

会 議 録

会議名	平成19年度第2回宇都宮市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	平成19年10月17日(水)午後2時00分から3時30分
開催場所	宇都宮市役所 14A会議室
出席者	<p>【会長】大貫隆久</p> <p>【委員】阿久津均, 菊地公史, 工藤正志, 金枝右子, 佐々木英明, 寺内典子, 結城笑子, 入江操, 椎名雅彦, 若月章男, 柏崎一三, 新津謙治(計13名)</p> <p>【事務局】小平環境部長, 他27名</p>
公開・非公開	公開
傍聴者数	なし
議題	<ol style="list-style-type: none"> 「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」の制定について 一般廃棄物処理手数料の改定について
会議結果	<ol style="list-style-type: none"> 資料に基づき事務局から説明(質疑応答) 答申案について事務局から説明(質疑応答)

議 題

- 「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」について
事務局から説明

発言要旨

「(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」に盛り込む事項等について

- | | |
|------|---|
| 工藤委員 | <ul style="list-style-type: none"> 条例の対象範囲は4項目ある。その順番は迷惑行為の軽重等を基に決められていると思うが、資料1と別紙1の順番が異なっている。まとめやすさよりも迷惑行為の軽重等に基づき表示すべきではないか。 別紙2(4頁)の表現の中に、犬を「連行」とあるが、「連行」とはいかかなものか。 生活安心課では、路上喫煙の禁止に係る条例制定を検討している。路上喫煙の禁止とたばこの吸殻のポイ捨ては同様なものだ。たばこの吸殻のポイ捨ては、路上喫煙の禁止に係る条例に含めて検討したらどうか。 「別紙1中の3措置事項」と「別紙2(6頁中)の図」の表現の仕方が異なっている。どちらが正しいのか。 |
|------|---|

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1については、分かりやすさや紙面の都合からそのような作り方としたが、表現を工夫したい。 「連行」という表現については、栃木県の「動物の愛護及び管理に関する条例」中にある文言を引用したものである。 生活安心課が制定を検討している路上喫煙の禁止に関する条例は、「たばこを吸う行為」に係る健康や安全の視点に立ったものである。一方「(仮称) ごみのないきれいなまちをみんなでつくる条例」は、「たばこを吸った後の吸い殻の処分」に係る環境の視点に立った条例であり、両者はその趣旨等により区分けをしている。 別紙1の表現が正しい。表現は統一するように訂正する。
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> 「連行」との表現はあまりいい感じを受けない。県の条例にあるからといって做う必要はないのではないか。 「路上喫煙の禁止とたばこのポイ捨て」については、趣旨等に区分けしそれぞれにおいて検討しているとのことであるが、たばこの喫煙と吸殻のポイ捨ては関連するものである。一つの条例で検討すべきではないか。 別紙2(3頁)に市民等、所有者等の「等」という表現があるが、違和感を覚える。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 「連行」には「つれて歩く。散歩する。」といった様々な行為を包含した文言だが、法規文を起草するにあたっては、分かりやすさも含めどのような文言が相応しいか検討したい。 路上喫煙の禁止とたばこのポイ捨ては、趣旨に基づき区分けした。それぞれの趣旨に応じて条例を制定していきたい。 文言の定義はこれから検討するところだが、別紙2(3頁)の責務中の「等」という表現については、市民等の「等」には宇都宮市を訪れる方を、また、所有者等の「等」については、占有者や管理者も含んだ表現としている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 路上喫煙の禁止とたばこのポイ捨ては関連性がある。2課で検討するのではなく1課でまとめるなどの検討はできないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 「連行」については、犬を車に乗せたまま移動する行為ではこの条例の対象外となり、あくまでも公園や街中を歩くという行為が対象となるため、再度検討する。 条例制定にあたって、路上喫煙の禁止とたばこのポイ捨てをどのように扱うかは庁内でも数度にわたり検討したが、路上喫煙の「健康・安全」とたばこのポイ捨ての「環境」という視点からは、法制度上などから、同一的な扱いをすることは困難との結論に達した。なお、制定にあたっては、重点推進地区の設定など関連するところがあることから、それぞれ連携しながら進めていきたい。
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> 別紙2(1頁)の基本理念については、もう少し高邁な理念等を謳うべきではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみのないきれいなまちづくり」にあたっての、市民一人ひとりの責任と自覚や他人を思い合う心、さらには、市民協働の理念等を表現したが、再度検討したい。

新津委員	<ul style="list-style-type: none"> 別紙1の「3措置事項」についてであるが、一般的・日常的な不法投棄は過料の対象とはなっていない。一般的・日常的なものについても対象とすべきではないか。 廃屋についても「ごみ屋敷」同様に対象範囲とすべきではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄については、「ごみのないきれいなまちづくり推進重点地区」における美観維持に違反した場合に過料を科すこととしているが、これは、美観維持（ごみはごみ箱に入れることなど）違反に対してであって、不法投棄の行為そのものに過料を科すこととしているのではない。また、一般的な不法投棄については事実の公表となっているが、これは「廃棄物処理法」に刑罰規定があることから、二重刑罰のおそれを排斥するために、このような措置とした。なお、悪質な不法投棄があった場合は、警察と連携しながら「告発」により対処していきたいと考えている。 廃屋は、法律上、所有権や財産権が絡んでくることから、条例では触れられない分野がある。
新津	<ul style="list-style-type: none"> 廃屋については、「指導」等の措置があってもよいのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 法律との兼ね合いがあるが、指導ができるかどうか検討したい。
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> 廃屋については、「ごみ屋敷」扱いはできないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 「ごみ屋敷」の定義は、生活ごみを溜め込み近隣に迷惑を及ぼしているものを想定している。廃屋は、所有権や財産権など法律上の問題もあるが、廃屋に係る問題もあることから、庁内の法規係に協議したい。
阿久津委員	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄の禁止などごみ問題については、今後は学校教育のなかでも扱うべきだ。教育委員会とも連携を図って対応して欲しい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ごみの問題については、小さいころからの教育が重要であると考え。低学年からの学校教育に取り入れるよう検討していく。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 条例の(仮称)の部分は、いつ取れるのか。 条例の名称が確定するための議論はいつ行うのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> この条例は、来年の6月議会に提案したいと考えている。提案前には、名称は決定する。 次回、ご審議をお願いしたい。

議題2. 一般廃棄物の処理手数料の改定について

- 事務局より説明し、委員の承認を得て、10月22日に会長から答申することで決定

<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言要旨 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の処理手数料の改定について 	
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見がないようなので、事務局より提出された案をもって10月22日に市長に答申することとしたい。

(仮称)ごみのないきれいなまちをみんなで作る条例の今後のスケジュール	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より報告 本日、ご審議いただき「条例に盛り込む内容」の方向性が固まったところであるが、条例には「代執行」など私権を制限する内容が含まれる。私権の制限については、法制度上、細心の注意が必要であるから、法律の専門家のご意見を伺うこととしている。なお、その結果は、あらためてご報告申し上げたい。 	

報告 事業系ごみの処理状況について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局より報告 	
工藤委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの回答率が高く、事業者等の意識や協力度の高さを評価したい。今後も引き続き丁寧に指導等を実施するよう希望する。